

○環境省告示第一号

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第四条第二項及び第九条第一項の規定に基づき、浄化槽法第七条第一項及び第十二条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成十九年八月二十九日環境省告示第六十四号）を次のように改正し、令和八年一月八日から適用する。

令和八年一月八日

環境大臣 石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 水質検査の方法</p> <p>1 水素イオン濃度 次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。</p> <p>一 ガラス電極法 イ (略) ロ 器具及び試験操作 日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102-1 の 12 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 活性汚泥沈殿率 (略)</p> <p>3 溶存酸素量 イ (略) ロ 器具及び試験操作 規格 K0102-1 の 21.4 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 (略)</p>	<p>別表 水質検査の方法</p> <p>1 水素イオン濃度 次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。</p> <p>一 ガラス電極法 イ (略) ロ 器具及び試験操作 日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) の 12.1 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 活性汚泥沈殿率 (略)</p> <p>3 溶存酸素量 イ (略) ロ 器具及び試験操作 規格の 32.3 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 (略)</p>

4 透視度

イ (略)

ロ 器具及び試験操作

規格 K0102-1 の 8 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

(略)

5 塩化物イオン濃度

次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。

一 イオン電極法

イ (略)

ロ 器具及び試験操作

規格 K0102-2 の 6.4 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

二 硝酸銀滴定法

イ (略)

ロ 試薬及び器具

(1) (略)

(2) 0.01mol/L 硝酸銀溶液

(略)

ここで、0.01mol/L 塩化ナトリウム標準液とは、600°Cで約 60 分間加熱乾

4 透視度

イ (略)

ロ 器具及び試験操作

規格の 9 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

(略)

5 塩化物イオン濃度

次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。

一 イオン電極法

イ (略)

ロ 器具及び試験操作

規格の 35.2 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

二 硝酸銀滴定法

イ (略)

ロ 試薬及び器具

(1) (略)

(2) 0.01mol/L 硝酸銀溶液

(略)

ここで、0.01mol/L 塩化ナトリウム標準液とは、600°Cで約 60 分間加熱乾

燥し、デシケーター中で放冷した規格K8005の附属書Cに掲げる塩化ナトリウム0.584gを蒸留水に溶かして一リットルとしたものとする。

ハ (略)

6 残留塩素濃度

イ (略)

ロ 試薬、器具及び試験操作

規格K0102-1の23.2に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。

なお、必要に応じて、50mL以外の比色管その他規格K0102-1の23.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。

7 生物化学的酸素要求量

イ (略)

ロ 器具及び試験操作

燥し、デシケーター中で放冷した日本産業規格K8005の9.3に掲げる塩化ナトリウム0.584gを蒸留水に溶かして一リットルとしたものとする。

ハ (略)

6 残留塩素濃度

イ (略)

ロ 試薬、器具及び試験操作

規格の33.2に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。

なお、必要に応じて、50mL以外の比色管その他規格の33.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。

7 生物化学的酸素要求量

イ (略)

ロ 器具及び試験操作

規格 K0102-1 の 18 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

規格の 21 に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。